

理由書

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「整開保」という。）並びに「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」及び「防災街区整備方針」（以下「三方針」という。）は、個別の都市計画の上位計画に位置する都市計画です。

整開保は昭和45年の当初決定以来、これまで全6回の見直しを行ってきており、市街化区域と市街化調整区域の区分（以下「線引き」という。）と併せて、神奈川県が決定又は変更してきたが、平成22年3月の第6回見直し後、都市計画法の改正により整開保及び三方針（以下「整開保等」という。）の都市計画決定権限が横浜市へ移譲されました。

地域の自主性及び自立性を高めるという法改正の趣旨を踏まえれば、横浜市が整開保等及び線引きの都市計画決定権限を有することで、以前にも増して、独自性と総合的な視点をもった都市計画の積極的な活用を図り、その潜在力を最大限に引き出していくことが求められます。

また、横浜市内の人ロ変動・高齢化、企業活動の変化、環境や防災に対する市民意識の高まりなどに加えて、鉄道や高速道路等の整備による広域的な都市構造の変化など、横浜市を取り巻く都市環境も大きく変化しており、横浜市の持続的発展に向けては、人や企業の呼び込みによる地域の活性化（若年層や子育て世代の流入促進、雇用機会の創出）や、継続的な成長・発展につながる都市づくり（都市基盤の整備効果の最大限の活用、市経済の発展、港湾機能強化）を進める必要があります。

こうした状況を踏まえ、整開保においては、平成37年を目標年次とした都市づくりの基本理念を定めるとともに、区域区分の方針、主要な土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業等についてのおおむねの配置、規模等を定めるため、本案のとおり変更するものです。